

令和3年度
発達障がい者就労・生活支援者育成事業
仕様書

令和3年6月

宮崎県福祉保健部障がい福祉課

1 件名
令和3年度発達障がい者就労・生活支援者育成事業

2 実施期間
委託契約締結の日から令和4年3月31日までとする。

3 委託料の上限額
1,202,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
※委託料の支払方法は精算払とする。

4 事業の趣旨

発達障がい者が就職し、安定した職業生活を送るためには、発達障がい者本人が抱えている職業生活上の様々な困難や専門支援機関を利用する上での問題、支援ニーズ等を的確に把握し、就労支援機関等において、障がい特性を踏まえたきめ細かな支援を行うための支援基盤を整備する必要がある。

そこで、

① 発達障がい者就労支援関係者に対して、発達障がい者に対する就労支援ノウハウを付与するための講習（以下「支援関係者講習」という。）

② 企業の事業主、人事担当者に対して、発達障がい者を雇用している優良事業所の事例紹介等を行うセミナー（以下「企業向けセミナー」という。）

を行うこととし、発達障がい者の就労支援及び生活支援に関して、就労支援関係者全体の共通基盤を整備し、発達障がい者の雇用促進と職業生活の安定を図ることとする。

5 事業の概要

上記事業の趣旨に沿って次の事業を行うこととする。

(1) 支援関係者講習の開催

医療、保健、福祉、教育、労働関係機関等の発達障がい者支援関係者に対し労働関係施策や障がい者の就労支援に関する知識のほか、発達障がいの特性やこれを踏まえた支援技法等、発達障がい者に対する就労支援を行う上で必要な専門的知識を付与するための講習を行う。

① 対象者

ア 医療、保健、福祉、教育、労働等関係機関における発達障がい者に対する支援従事者

イ ハローワーク、障害者就業・生活支援センターその他障がい者就労支援業務を行う関係機関の職員

ウ 発達障がい者を雇用している、又は雇用を予定・検討している事業主等

エ その他県が受講を承認した受講希望者

② 内容

発達障がい者支援関係者の受講ニーズを検討のうえ、次のアからオまでの内容を踏まえて適宜決定する（ただし、イ、エ及びオについては必ず含むものとする。）。

ア 障がい者雇用対策の概要（現状と課題、各種施策等）

イ 発達障がい者の障がい特性及び職業生活上の課題

- ウ 発達障がい者支援施策の概要（現状と課題、制度及び社会資源）
- エ 発達障がい者の特性を踏まえた効果的な支援技法
- オ 雇用事例の検討（ケース・スタディ）

③ 方法

講習内容に応じ、次のアからカまでのの中から適宜組み合わせて実施する。

- ア 講義
- イ 演習
- ウ グループ討議
- エ パネル・ディスカッション
- オ 体験発表会
- カ その他効果的と考えられる方法

④ 講師（講義等）

講習内容に応じ、次のアからオまでのの中から適任者を選定する。

- ア 障がい者職業カウンセラー等職業リハビリテーション機関の専門職員
- イ 医療、保健、福祉、教育、労働等関係機関の発達障がい者支援関係者
- ウ 発達障がい者の障がい特性、支援技法等に関する学識経験者
- エ 発達障がい者を雇用している事業主
- オ その他適任と考えられる者

⑤ 発表者等（体験発表会等）

発表者は、在職中の者と求職中の者を含むことが望ましい。そのほか、次のアからエまでのいずれかに該当する者を発表者として差し支えない。

- ア 発達障がい者に対する就労支援の経験を1年以上積んでいる者
- イ 発達障がい者を対象とした相談業務等の臨床経験を1年以上積んでいる者
- ウ 発達障がい者を雇用している、又は雇用したことのある事業主等
- エ その他適任と考えられる者

⑥ 開催回数等

開催回数は2回とし、それぞれ3時間程度とする。

⑦ 参集規模

参加者は100人程度を目安とする。

⑧ 講習会参加者の募集、及び申込み受付

県内において医療、保健、福祉、教育、労働等関係機関や障がい者就労支援業務を行う関係機関の職員等へ広報を行い、本事業の参加者募集を行うこと。あわせて、参加申込みの受付を行う。

⑨ 開催方法

オンラインの方法により開催すること。

⑩ 講習会についてのアンケート作成、及び実施

講習会ごとにアンケートを作成し、講習会終了後には、アンケートを実施すること（アンケートの集計を含む。）。

⑪ その他

支援関係者講習の講師は、宮崎県の意向を踏まえ決定すること。

(2) 企業向けセミナーの開催

企業の事業主等に対して、発達障がい者雇用優良事業所の支援担当者による事例紹介等のセミナーを行い、専門家の助言を得つつ、発達障がい者の就労に関する様々な問題の解決の糸口を見いだす機会とする。

① 対象者

- ア 発達障がい者を雇用している、又は雇用を予定・検討している事業主
- イ 医療、保健、福祉、教育、労働等関係機関における発達障がい者に対する支援従事者
- ウ ハローワーク、障害者就業・生活支援センターその他障害者就労支援業務を行う関係機関の職員
- エ その他県が受講を承認した受講希望者

② 内容

次のアからウまでの内容を踏まえて適宜決定する。

- ア 発達障がい者が抱える職業生活上の様々な困難について
- イ 専門支援機関を利用する上での問題
- ウ 雇用継続のための支援ニーズ

③ 方法

事例紹介の内容に応じ、次のアからオまでの中から適宜組み合わせ実施する。

- ア パネル・ディスカッション
- イ 体験発表会
- ウ 雇用事例の検討（ケース・スタディ）
- エ 講演
- オ その他効果的と考えられる方法

④ 発表者等

発表者は、次のアからオまでのいずれかに該当する者の中から選定する。

- ア 発達障がい者に対する就労支援の経験を1年以上積んでいる者
- イ 発達障がい者を対象とした相談業務等の臨床経験を1年以上積んでいる者
- ウ 発達障がい者を雇用している事業主
- エ 発達障がい者を雇用している事業所の支援担当者
- オ その他適任と考えられる者

⑤ 開催回数等

開催回数は1回とし、3時間程度とする。

⑥ 参集規模

参加者は100人程度を目安とする。

⑦ セミナー参加者の募集、及び申込み受付

発達障がい者を雇用している、又は雇用を予定・検討している事業主や障がい者就労支援業務を行う関係機関の職員等へ広報を行い、本事業の参加者募集を行うこと。あわせて、参加申し込みの受付を行うこと。

⑧ 開催方法

オンラインの方法により開催すること。

⑨ セミナーについてのアンケート作成、実施

企業向けセミナー用アンケートを作成し、セミナー終了後には、アンケートを実施すること（アンケートの集計を含む。）。

⑩ その他

- ア 企業向けセミナーでは、発達障がい者や支援関係者等の体験報告又は意見交換の場を設けること。
- イ 企業向けセミナーの発表者は、宮崎県の意向を踏まえ決定すること。

6 留意事項

(1) 費用負担

参加費は無料とすること。また、参加するに当たっての昼食代、旅費、宿泊費等については参加者の自己負担とすること。

(2) 実施に当たっての事前協議

受託者は、事業の具体的内容について、委託契約の締結前に宮崎県と協議すること。

(3) 事業実施に係る提出資料

① 企画提案競技に関する書類

詳細は企画提案競技実施要領のとおり。

- ・ 企画提案競技申請書
- ・ 団体概要
- ・ 企画提案書
- ・ 見積書
- ・ 過去3年以内の国又は地方自治体との契約実績
- ・ 誓約書
- ・ 県税に未納がないことの証明書
- ・ 特別徴収実施確認・開始誓約書
- ・ 決算書（直近3期分）

② 事業実績報告書

受託者は、以下の内容を含む事業実績報告書を作成し、事業実施年度の3月末日までに宮崎県に提出すること。具体的には、以下について盛り込むこと。

ア 支援関係者講習

支援関係者講習の開催実績（開催日、開催方法、参加者数、参加者の所属、講師、講習会のテーマ及び内容等）

イ 企業向けセミナー

事例紹介の開催実績（開催日、開催方法、参加者数、参加者の所属、講師、講習会のテーマ及び内容等）

ウ 収支決算書

(4) 委託の範囲

事業の実施に係る全ての費用は、委託料の中から支出するものとする。

7 体制の整備

- (1) 受託者は、本委託業務に従事する者の服務等の監督及び個人情報 の適切な取扱いを行うための体制及び責任者を定めること。
- (2) 受託者は、本委託業務を実施する上で知り得た個人情報の取扱いに係る管理体制を整備すること。
- (3) 受託者は、契約締結後、本委託業務に従事する者の氏名、役職及び職務内容を予め

宮崎県に通知するものとし、当該従事者以外の者に本委託業務を行わせてはならないこと。

(4) 受託者は、本委託業務に従事する責任者及び従事する者の使用者としての法令上の全ての責任及び監督の責任を負うこと。

(5) 受託者は、本委託業務を遂行するに当たり、効率的かつ効果的な運営に努めること。

8 守秘義務等

(1) 受託者は、契約の履行に当たり、業務上知り得た情報については、他人に漏らしたり、他に利用するための情報として提供したりしないこと。

(2) 受託者は、業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、契約書に定める内容を遵守し、個人情報に係る苦情及び法令違反と認められる事例が発生した場合又は発生するおそれがあることを知った場合は、速やかに宮崎県に報告するとともに、その指示に基づき、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を講じること。

(3) 販売・宣伝の禁止

受託者は、セミナー会場等において、受託者の利益となりうる賞品等の販売、宣伝及びこれに類する行為を行ってはならない。

(4) プライバシーの侵害、業務妨害等の禁止

講義等において、受講者のプライバシーの侵害とみなされる行為及び宮崎県の業務の妨害とみなされる行為を行ってはならない。

9 再委託の禁止

委託業務の実施に当たり、その全部又は一部を再委託してはならない。

10 選考について

選考結果は、企画提案競技参加者全員に対し、書面により通知する。

11 提出物について

提出された事業計画書等の資料については、返却しないものとする。